

民事執行法の改正に関する中間試案のたたき台についての説明資料

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を拡大し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるものとする。

(注1) 財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号）を廃止し、次のような規律を設けるものとする考え方がある。

ア 強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば、財産開示手続を実施することができるものとする。

イ 知っている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、財産開示手続の実施決定を取り消さなければならないものとする。

ウ 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、請求債権の完全な弁済を得ることができなかつたときは、イの取消決定をすることができないものとする。

(注2) 財産開示手続の実施要件のうち、財産開示手続の再実施が制限される期間（民事執行法第197条第3項）を短縮するものとする考え方がある。

(補足説明)

1 申立てに必要とされる債務名義の種類拡大（本文）

(1) 本文の概要

現行法は、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義のうち、仮執行宣言付きの判決等、執行証書又は確定判決と同一の効力を有する支払督促については、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることを認めていない（民事執行法第197条第1項柱書き）。本文は、この規律を改め、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いず

れの種類の債務名義についても、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることができるものとするを提案するものである。

(2) 見直しの必要性

平成15年改正の際には、財産開示手続により債務者財産に関する情報がいったん開示されると、後になって権利の存在が否定されるに至った場合であっても、当該情報が開示されなかった状態に回復することができないというこの手続の特質を重視して、申立てに必要とされる債務名義の種類を制限するものとされた。

これに対し、本文のような見直しをすべき根拠として、財産開示手続は強制執行の準備として行われるものであり、いずれの債務名義についても、それにより行うことができる強制執行の内容に違いはないのであるから、強制執行と財産開示手続とは、本来、その申立てに必要とされる債務名義の種類に差を設けるべきでない旨が指摘されている。

また、平成15年改正の際に考慮されたこの手続の特質との関係については、制度創設後の運用状況を見ると情報開示によって債務者が被る不利益の程度は必ずしも大きいとはいえないこと、平成15年当時と現在とでは執行証書の活用をめぐる社会状況の変化があること、債務名義の対象となった権利関係等に争いがあるのであればその事案に応じて債務者が執行停止の裁判（民事訴訟法第403条等、民事執行法第36条第1項等）の申立てをすることにより対処することが可能であることなどが指摘されている。

(3) 本文に反対する考え方

部会のこれまでの議論においては、本文とは反対に、執行証書や支払督促に関する紛争の経験を踏まえた実感から、平成15年改正の際に考慮されたこの手続の特質については、基本的には現在も引き続き考慮する必要があるとして、申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大することに慎重な意見もあった。

このような立場の中には、実際上の必要性という観点から、扶養義務等に係る定期金債権に限って執行証書に基づく財産開示手続の実施の申立てを認める特則を設けるべきであるとの意見があったが、このような意見については、この手続の特質との関係で、扶養義務等に係る定期金債権に限ってこのような特則を設けることの合理性をどのように説明するかが問題となる。

2 先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直し（注1）

(1) 見直しの要否

現行法は、財産開示手続の申立てをするための要件として、①強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が請求債権（執行債権）の完全な弁済を得ることができなかったこと（民事執行法第197条第1項第1号）、又は②知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が請求債権の完全な弁済を

得られないことの疎明があったこと（同項第2号）が必要であるとしている。

これに対しては、不奏功等の要件を撤廃し、より緩やかな要件の下で財産開示手続の申立てを認めるべきであるとの指摘がある。

もっとも、財産開示手続は、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報の開示を強制するものであることから、この手続を行う必要性がある場合に限り、手続を実施するのが相当であるという現行法の考え方には、相応の合理性がある。また、部会のこれまでの議論においては、強制執行の対象となる債務者財産の調査は本来的には債権者の役割であるという観点からも、現行法の考え方は合理的であるとの意見があった。

また、部会のこれまでの議論においては、不奏功等の要件の立証（疎明）が必ずしも容易でないとの意見があった一方で、制度創設後の運用状況を見ると、不奏功等の要件のうち上記②（民事執行法第197条第1項第2号）については、その疎明がそれほど困難ではなく、この要件を満たさないことを理由として申立てが却下された事例はほとんどないとの指摘がされた。

そこで、財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件については、その見直しの要否を含め、引き続き検討することが考えられる。

(2) 注1の考え方の概要

部会のこれまでの議論においては、財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件を撤廃し、基本的には強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば足りるとした上で、例外的に、債務者が財産開示を拒むことができる場合を定めるとの考え方が示された。これは、財産開示手続を行う必要性がある場合に限り、この手続を実施するのが相当であるという現行法の考え方を基本的には維持しつつも、債権者が不奏功等の要件の立証（疎明）をすることが必ずしも容易ではないことを理由として、この要件に関する立証責任を債務者側に転換しようとするものと思われる。

注1のアからウまでの規律は、このような考え方に基づく新たな仕組みとして、あり得る選択肢の一つを提示したものである。

このような規律を設けることに対しては、部会のこれまでの議論において、財産開示手続の実施決定の確定後であっても、債務者から注1のイの申立てがあれば、それに対する決定がされるまで財産開示期日を実施することができなくなるため、債務者財産が実際に開示されるまでに要する期間が現状よりも長期化するのではないかといった懸念が示された。

3 再実施制限の緩和（注2）

(1) 見直しの要否

現行法は、財産開示手続が実施された後3年以内は、原則としてこの手続の再実施を許さないこととし、債務者が財産開示期日の後に新たに財産を取得し

たときなどに限って、例外的に手続の再実施をすることができるとしている(民事執行法第197条第3項)。これは、財産開示手続の実施に伴う債務者の負担をできる限り少なくする趣旨であり、再実施が制限されている期間中、他の債権者は、既に実施された財産開示手続の記録を閲覧することが想定されている。

これに対しては、今日では資産状況の変動の頻度が高まっているなどとして、再実施がより柔軟に許されるように改めるべきであるとの意見があり得る。

もっとも、財産開示手続の実施に伴う債務者の負担をできる限り少なくする必要があることについては、現在でも、大きな異論がないと考えられるため、再実施の制限を完全に撤廃することは相当でないと思われる。

また、手続の再実施が必要とされる場面としては、既にある債権者の申立てにより財産開示手続が実施された後に他の債権者が申立てをする場面と、債務者が財産開示期日後に新たな財産を取得した場面があるが、部会のこれまでの議論においては、これらの場面では、現行法においても、記録の閲覧や上記例外的な手続の再実施により対応することができるとの指摘がされた。そのため、再実施の制限の在り方を議論するに当たっては、これらの規律による対応の可否を含めた検討が必要と思われる。

そこで、財産開示手続の実施要件のうち、再実施の制限については、その見直しの可否を含め、引き続き検討することが考えられる。

(2) 注2の考え方の概要

部会のこれまでの議論においては、再実施が制限される期間を3年と定めていることについて、この期間を短縮し、例えば、1年とするべきであるとの考え方が示されたため、この考え方を注2で取り上げた。

この考え方は、今日では資産状況の変動の頻度が高まっているとの考えに基づくものであると思われるため、平成15年改正の当時と現在とでその頻度に有意な変化があるといえるかが問題となると思われる。

また、この意見は、主として債務者が財産開示期日の後に新たな財産を取得した場面に対応しようとするものと思われるが、現行法においても、そのような場面では例外的に手続の再実施をすることができるとしているため、この規律により対応することができないのかという観点からの検討をする必要があると思われる。例えば、民事執行法第197条第3項各号の例外要件の立証が困難であるか、実際に例外要件が立証されていないことを理由として再実施が却下された事案があるかなどが問題となり得る。

(3) 他の考え方

部会のこれまでの議論においては、再実施の原則的な制限を廃止した上で、「申立人がその金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができると認められるなど正当な理由がないとき」には財産開示手続の

実施を認めないとの規律に改めるとの考え方が示されたが、これに対しては、「正当な理由がないとき」の内容や要件の位置付けが必ずしも明らかでないため、現行法と比べて、当事者の立証が容易になるとは限らないとの批判がされた。

このほか、部会のこれまでの議論においては、ある債権者の申立てにより財産開示手続が実施された後3年以内であっても、他の債権者の申立てによる場合には、再度の手続の実施を認めるべきであるとの考え方も示されたが、この考え方については、開示義務者がその選択により執行裁判所の許可を得て一部のみを開示した場合には再実施を制限しないとしている現行法の規定（民事執行法第197条第3項第1号）との関係を整理する必要があるとの指摘がされたほか、当該他の債権者が債務者財産に関する情報を把握しようとする場合には、既に実施された財産開示手続の記録を閲覧することによってその目的を達することができるのではないかとの批判がされた。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

(補足説明)

1 本文の概要

現行法は、開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合に、30万円以下の過料に処することとしている（民事執行法第206条第1項）。本文は、この規律を改め、手続違背（不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、虚偽陳述）に対する罰則を強化することを提案するものである。

2 新たな罰則の内容

現行よりも強力な制裁としては、例えば、司法手続（民事執行手続）に対する妨害行為を処罰する趣旨で、手続違背に対して刑事罰を科するべきであるとの考え方があり得る。その法定刑としては、まずは罰金刑が考えられるが、ここで念頭に置かれている債務者が金銭債務の履行を怠っている者であることを踏まえると、罰金刑では債務者に対する十分な威嚇とならないなどとして、財産開示手続の実効性をより一層確保するため、懲役刑を設けるべきであるとの考え方もあり得る。部会のこれまでの議論においては、このような考え方に基づいて懲役刑を科すこ

とを支持する意見があった一方で、この場面での手続違背の違法性は必ずしも高くないとの評価を前提として、懲役刑を科すことに慎重な意見もあった。そこで、具体的な法定刑をどのように定めるのかについては、これらの指摘のほか、他の罰則規定（民事執行法第205条等）との均衡性をも考慮して、引き続き検討する必要があると考えられる。

また、本文は、不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、虚偽陳述のいずれの手続違背についても、その罰則を強化する考え方に基づくものである。部会のこれまでの議論においては、このような考え方と異なり、虚偽陳述の場面が特に違法性が高いとして、これに限って刑事罰を科することとすべきであるとする意見が示されたが、これに対しては、不出頭等について現行の制裁を維持するのでは、かえって不出頭を誘発することになりかねないとの批判や、不出頭の場面でも虚偽陳述の場面でも、債権者が債務者財産に関する正確な情報を得ることができないという意味では違法性に差がないとの批判がある。

3 罰則以外の制裁

現行法よりも強力な制裁としては、間接的な強制手段として開示義務者の身体拘束を行うべきであるとの考え方や、手続に違反した者等について、裁判所が名簿を作成した上で登録すべきであるとの考え方などがあり得ないではないが、部会のこれまでの議論においては、これらの考え方を支持する意見はなかった。

このほか、部会のこれまでの議論においては、証人尋問に関する民事訴訟法第194条の規定を参考に、開示義務者が正当な理由なく出頭しない場合に、開示義務者を勾引することができるようにしてはどうかとの意見があった。

4 その他（開示された情報の目的外利用に対する罰則の見直し）

部会のこれまでの議論においては、開示義務者の手続違背に対する罰則のみならず、財産開示手続により取得した情報の目的外利用に対する罰則をも強化することを検討してはどうかとの意見が示された。もっとも、制度創設後の実情を見ると、開示義務者が不出頭等により財産の全部又は一部を開示しなかった事件が少なからず生じているのに対し、債権者が財産開示手続により取得した情報の目的外利用をした事件が生じているか否かについては、必ずしも明らかではなく、目的外利用に対する罰則強化については慎重に検討すべきであるとの指摘があり得る。

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 新たな制度の創設

執行裁判所が、債権者からの申立てにより、債務者以外の第三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するものとする。

(補足説明)

債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を創設するという考え方は、平成15年改正の際には採用されなかったが、本文は、改めて今般この制度を創設することを提案するものである。

(2) 制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲

ア 金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項（取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等）とするものとする。

イ 一定の公的機関から、債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）を取得する制度を設けるものとする。

(注) 本文の制度のほか、債務者以外の第三者から、生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を取得する制度を設けるものとする考え方があ

る。

(補足説明)

1 第三者と情報の範囲についての基本的な考え方

債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を新たに創設するに当たっては、どのような第三者から、どのような情報を取得することとするのかが問題となる。

この点に関しては、広く国民一般（法人も含む。）や公的機関に対して、債務者財産に関する情報の提供を求められることができる制度を構想した上で、第三者において情報提供に応ずることが實際上適当でないケースには、一定の拒絶事由を法定することによって対応を図るという考え方もあり得るものの、情報取得の必要性や実際の情報提供の内容等を踏まえた個別的な場面を具体的に想定することなく、適切な拒絶事由を設けることは困難であると考えられる。

そこで、本文は、制度の対象とする第三者と情報の範囲について、情報取得の必要性が特に高いと考えられる場面に限定して、個別的に検討するアプローチを基本とする考え方に沿った提案をするものである。

2 金融機関からの情報取得（本文ア）

この制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲を検討するに当たっては、①情報取得の必要性、②その第三者が負うこととなる情報提供義務の根拠、③その情報に債務者の個人情報等が含まれることへの配慮、④回答に要する事務負担や第三者の対応能力等を考慮する必要があると考えられるが、金融機関からの情報取得については、その必要性が高く、これらの基本的な考慮要素のいずれの観点からも正当化し得るように思われる。部会のこれまでの議論においては、預貯

金債権の差押えの場面ではその取扱店舗を特定しなければならないという特殊な取扱いや、金融機関の取り扱う預貯金債権はそこに債務者の現金があるのと類似の状態であるという財産の性質に着目して、情報取得の必要性や情報提供義務の根拠を説明する考え方が示された。

そこで、本文アは、金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けることを提案するものであり、取得すべき情報の範囲は、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項（取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等）とするものとする考え方を提案するものである。

3 その他の私人（法人を含む。）からの情報取得

(1) 生命保険契約解約返戻金請求権に関する情報取得

部会のこれまでの議論においては、金融機関からの情報取得に加えて、例えば、債務者の各保険会社に対する生命保険契約解約返戻金請求権に関する情報を一般社団法人生命保険協会や各保険会社から取得する制度を設けるべきであるとの意見があった。

この意見は、一般社団法人生命保険協会に対して情報提供義務を新たに課すことの正当化根拠について、この義務を証人義務（民事訴訟法第190条）のように広く国民一般が負うべき義務と捉える考え方からの説明を試みるものと思われる。しかし、部会のこれまでの議論においては、当該説明に対し、新たに情報提供義務を課すことの正当化としては、根拠が薄弱であるとの批判がされた。このほか、現状、一般社団法人生命保険協会は必ずしも債務者と第三債務者（保険会社）との間の権利義務関係に関する情報を保有しているとは限らず、情報収集（集約）の義務もなければ権限もないため、新たに情報収集（集約）義務を課すことを正当化することができなければ、制度的に情報提供義務を負わせることはできないのではないかとの指摘もされた。

また、各保険会社からの情報取得については、その情報取得の必要性が必ずしも高いとはいえないとの指摘がされた。すなわち、我が国における債権差押えの実務においては、差し押さえるべき債権の存否についての立証を要求せず、また、その債権の厳密な特定を必ずしも要求しないで、債権差押命令を発することとしている。このような探索的な差押えが比較的緩やかに許容されている実務の下では、この制度を利用して情報を取得するまでもなく、債権者が生命保険契約解約返戻金請求権に対する差押命令の申立てをすることが可能であるため、各保険会社からの情報取得の必要性が必ずしも高いとはいえないと考えられる。

(2) 投資信託受益権等に関する情報取得

部会のこれまでの議論においては、投資信託受益権等に関する情報をその投資信託を販売した銀行等から取得することについても、検討する必要があるの

ではないかとの指摘があった。

この指摘は、振替制度の対象となっている投資信託については、振替社債等に関する強制執行の方法により、当該投資信託の取扱店舗等を限定しなくても、当該投資信託受益権等に対する差押命令の申立てをすることができる一方で、振替制度の対象となっていない投資信託で銀行等が販売しているものについては、差押命令の申立てをするために、預貯金債権と同様にその取扱店舗を限定しなければならない場合があるため、後者の場面では情報取得の必要性があるのではないかとの問題意識に基づくものであると考えられる。

もっとも、このような指摘に対しては、投資信託受益権は、預貯金債権と異なり、経済活動において現金と類似の働きをするわけではなく、また、現状、預貯金債権ほど国民一般が広く保有している財産であるとも言い難いことを踏まえると、その差押えのための情報取得の必要性や情報提供義務の正当化根拠について、更に検討が必要ではないかとの指摘があり得る。部会のこれまでの議論においても、個人や法人の有する財産のうち投資信託受益権のみを狙い撃ちにしたような制度を設けることについては、その正当化が困難ではないかとの指摘がされた。

4 公的機関からの情報取得（本文イ）

(1) 本文の概要

公的機関から、債務者の給与債権を差し押さえるために必要となる勤務先に関する情報を取得する制度を創設することについては、平成15年改正の際には見送られたが、近時、この場面での情報取得の必要性が特に高いとの指摘がされていることを踏まえ、本文イは、今般改めてこの制度の創設を提案するものである。

公的機関は債務者の過去の勤務先に関する情報をも保有していることがあり得るが、ここで対象としている情報は、飽くまで債務者の給与債権の差押えのために必要となる事項であり、保有されている直近の勤務先に関する情報であれば足り、それ以前の過去の勤務先に関する情報を含まないとの考え方があり得る。

(2) 個人情報保護等との関係

公的機関からの情報取得制度の創設を検討するに際しては、平成15年改正の際の議論と同様に、公的機関の保有する個人情報は、法令に基づく場合を除き、本来の目的以外の目的に利用することが禁止されていることとの関係が問題となるほか、これらの情報を保有している公的機関の職員が負っている守秘義務との関係が問題となる（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項等）。

この「法令に基づく場合」としては、各法令の立法目的から個人情報の利用をすることに合理性が認められる場合が想定されており、この合理性について

は、その情報取得の必要性が特に高く、かつ、これにより得られる利益が個人情報保護により得られる利益を上回るといえるかという観点から検討する必要があると考えられる。部会のこれまでの議論においては、例えば債権者が養育費のような扶養義務等に関する債権を行使しようとする場面を主に念頭に、それが債権者の生活維持のために重要であり、給料等の継続的給付の差押えにより確実に回収することが期待されているとの見方を示す意見や、この手続に先行して財産開示手続の実施決定がされている場面では、債務者自身がその勤務先についての陳述義務を負い、債権者は財産開示期日において債務者に質問をすることができるのであるから、債務者の勤務先に関する情報を債権者との関係で保護する利益が相対的に小さいとの見方を示す意見が示された。このほか、このような利益衡量をするに当たっては、債務者の勤務先に関する情報を取得するための代替的な手段の有無等を踏まえた検討が必要であるとの指摘や、公的機関の保有する情報については厳格な保護が求められるものもあることを踏まえ、その開示の可否を十分に検討する必要があるとの指摘もあり得る。

また、部会のこれまでの議論においては、上記のような利益衡量による検討を踏まえ、公的機関からの情報取得制度を新たに創設するとしても、この制度により債務者の給与債権に関する情報を取得することができるのは、債権者が扶養義務等に係る定期金債権を有する場合に限るという制度とすべきであると考えるものがあつた。

5 その他の公的機関からの情報取得

部会のこれまでの議論においては、債務者の勤務先に関する情報のほか、例えば、債務者の有する不動産や自動車に関する情報についても、公的機関から取得することができる制度にすべきではないかといった意見もあつた。

もっとも、現状の不動産登記・自動車登録制度においては、物ごとにその情報が管理されており（不動産登記法第2条第5号等参照）、人ごとにその情報が管理されているわけではないから、ある債務者がどのような不動産・自動車を所有しているのかを検索することが制度上可能であるかといった問題がある。

また、債務者の不動産に関する情報については、部会のこれまでの議論において、市町村が備えている固定資産課税台帳（地方税法第380条第1項）を活用することを示唆する意見も示されたが、これに対しては、税務情報の目的外利用を正当化する根拠が問題となるとの指摘がされた。

(3) 第三者から情報を取得するための要件

ア 第三者から情報を取得する手続の申立てに必要とされる債務名義の種類やこの手続の実施要件については、後記イ及びウの事項を除き、財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様の規律によるものとする。

イ 第三者から情報を取得する手続と現行の財産開示手続との先後関係について、次のいずれかの規律を設けるものとする。

【甲案】（財産開示手続を前置する必要があるとする案）

(7) 第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには、その申立ての日前3年以内に、財産開示手続が実施されている必要があるものとする。

(4) 第三者から情報提供を求める決定に対しては、執行抗告をすることができないものとする。

【乙案】（財産開示手続を前置する必要がないとする案）

(7) 先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとする。

(4) 第三者から情報提供を求める決定に対しては、債務者が執行抗告をすることができるものとする。

(9) 第三者から情報提供を求める決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

ウ 過去の一定期間内にこの手続により同一の第三者から情報を取得した場合であっても、この手続の再実施を制限しないものとする。

(補足説明)

1 第三者から情報を取得するための一般的な要件（本文ア）

本文アは、この手続を実施するための一般的な要件として、強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていることが必要となることに加えて、申立てに必要な債務名義の種類や、先に実施した強制執行の不奏功等が必要となる点について、基本的に、財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様の規律によるものとすることを提案するものである。この手続は、財産開示手続と共通の目的の下で、強制執行の準備として行われるものであり、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報の開示を求めるものである点で、財産開示手続と同様の特質を有すると考えられるからである。

2 第三者からの情報取得と財産開示手続の先後関係（本文イ）

(1) 財産開示手続を前置する必要があるとする考え方（甲案）

第三者からの情報取得と現行の財産開示手続との先後関係については、まず、この制度における情報提供義務と第三者が債務者に対して負う守秘義務等との関係を整理する観点から、第三者に対して情報提供義務を負わせるためには、先行する財産開示手続において債務者が債務者財産に関する情報について開示義務を負うと判断されたことが必要であるとする考え方があり得る。また、債務名義に示された債権債務関係の直接の当事者ではない第三者の負担を軽減するという観点や、債務者に対する手続保障の観点から、債務者自身の陳述

による情報の開示を先行させるべきであるという考え方もあり得る。本文イの甲案の(ア)では、このような考え方にに基づき、第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには、先に財産開示手続が実施されている必要があるものとする考え方を取り上げた。

甲案の考え方に基づく具体的な規律を検討するに当たっては、先行する財産開示手続がどの段階まで実施されていけば良いかが問題となり得るが、例えば、この問題については、先行する財産開示期日において開示義務者がその財産についての陳述をした場合（開示された財産のみでは債権者の債権を満足させるには足りない場合）のみならず、指定された財産開示期日に開示義務者が出頭せず、又は出頭した開示義務者がその陳述を拒んだ場合等にも、第三者からの情報取得を求めることができるということがあり得る。

甲案の考え方のように財産開示手続を先行させる際には、第三者からの情報取得の手続において、債務者に反論の機会を与える必要があるかが問題となるが、仮に、第三者からの情報取得手続の実施要件を、財産開示手続の実施要件と基本的に同様のものとするのであれば（本文ア参照）、債務者に対して重ねて反論の機会を与える必要は乏しいとの考え方があり得る。そこで、本文イの甲案の(イ)では、第三者から情報提供を求める決定に対しては執行抗告をすることができないものとすることを提示した。

(2) 財産開示手続を前置する必要がないとする案（乙案）

本文イの乙案の(ア)では、先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとする考え方を取り上げた。その根拠として、部会のこれまでの議論においては、債務者による財産隠しの危険を避けるとの観点から、債務者に知られることなく第三者から情報を取得することができるようにすべきであり、特に、流動性の高い預貯金債権の差押えの場面では、そのようにする必要があると指摘があった。

ところで、乙案の考え方によれば、この制度による第三者の情報提供義務と第三者の守秘義務との関係については、先に財産開示手続が実施されていなくても、その実施要件が実質的に満たされているといえれば、債務者自身はその財産に関する情報を開示する義務を負うものと同視し得ると整理することになる。しかし、このような整理に対しては、現行の財産開示手続では、債務者が複数の財産を保有している場面では、債務者が執行裁判所の許可を得て開示義務の一部免除を受けることができるため、財産開示手続を開始するための要件が備わっている場面においても、債務者は必ずしも全ての財産についての開示義務を負うわけではないとの批判がある。

乙案の考え方については、第三者から情報を取得するに当たり、債務者からの反論の機会を付与する必要があるのではないかとの問題がある。このよ

うな問題に対応するためのあり得る規律の一つとして、本文イの乙案の(イ)と(ウ)では、第三者からの情報提供を求める決定がされた際には、債務者が執行抗告をすることでその要件の存否等を争うことができるようにするとともに、この執行抗告の間に第三者から債務者財産に関する情報が開示されてしまわないように、この決定は、確定しなければその効力を生じないものとすることを提示した。

3 手続の再実施の制限（本文ウ）

第三者から情報を取得する手続において、第三者の負担をできる限り少なくするとの観点からは、財産開示手続と同様に、一定の期間内に債務者財産に関する情報を提供した第三者は、これと同内容の重複する情報提供を拒むことができるようにすべきかが問題となるが、部会のこれまでの議論においては、このような規律を設けると、第三者において情報提供をしたかどうかを管理する必要が生じ、かえって第三者の負担が重くなるおそれがあるなどの批判がされた。

そこで、本文ウでは、第三者から情報を取得する手続については、財産開示手続と異なり、再実施を制限しないものとすることを提案している。

4 第三者からの情報取得の手続に関するその他の検討事項

第三者から情報を取得する手続を新たに創設するに当たっては、この事件を取り扱う執行機関や管轄など、この手続に関する規律を整備する必要がある。これらの事項については、第三者から情報を取得するための要件や財産開示手続との先後関係に関する検討を踏まえ、更に検討する必要があると考えられる。

(4) 回答の送付先等

情報提供を求められた第三者は、執行機関に対し、債務者財産に関する情報を回答するものとする。この回答についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、申立人、債務者、当該第三者のほか、この手続の申立てに必要なとされる債務名義を有する他の債権者に限り、することができるものとする。

(補足説明)

1 本文の概要

この手続の不必要な利用を抑制して第三者の負担を軽減する観点から、第三者からの回答を執行裁判所が保管し、申立ての資格を有する他の債権者にも事件記録の閲覧等を認めることが有益であることが指摘されている。そこで、本文は、情報提供を求められた第三者からの回答の送付先を執行機関とするとともに、申立人、債務者、当該第三者のほか、この手続の申立てに必要なとされる債務名義を有する他の債権者が、記録の閲覧等を行うことができるものとするを取り上げた。

2 本文に反対する考え方

部会のこれまでの議論においては、この手続により情報提供を求められた第三者が、執行機関ではなく、直接、申立人に対して回答するとの考え方も示され、その根拠として、他の債権者による閲覧を認める制度的な必要性がないことに加えて、申立人がより速やかに債務者財産に関する情報を入手することができ、より迅速な権利の実現につながることを指摘された。

もっとも、この考え方に対しては、第三者からの情報提供があったことを債務者が確認することが困難であることや、第三者が情報提供を既に行ったのか否かを巡る紛争を防止することができないとの批判がされた。

3 その他の検討事項（情報提供の拒絶等に対する罰則の要否）

部会のこれまでの議論においては、この手続により情報提供を求められたにも関わらず、正当な理由なく情報提供を拒み、又は虚偽の情報を提供した者に対し、罰則を科する必要があるかが検討されたものの、この点については、この制度の対象を金融機関と公的機関に限るのであれば、特別の罰則規定を設けなくても、適切な回答を期待することができるのではないかと指摘があった。そこで、本文では、情報提供拒絶等に対する罰則を設けることについては取り上げなかった。

(5) 第三者に対する費用等の支払

情報提供を求められた第三者が、回答に要する費用等の支払を請求することができるものとする。

(補足説明)

1 本文の概要

第三者から情報を取得する手続においては、回答を求められる第三者に、その保有する情報を集約するための一定の事務的な負担を課すこととなるため、本文は、第三者がその回答に要する費用等を請求することができるものとすることを提案するものである。

2 費用の支払の具体的な手続

部会のこれまでの議論においては、第三者に対する費用等の支払の具体的な方法についても検討が必要であることが指摘された。

裁判手続の中で一定の協力義務を負う第三者に対して費用等の支払をする例としては、調査嘱託等の場面が参考になると考えられる。すなわち、調査嘱託については、請求により、報酬及び必要な費用を支給することとされ（民事訴訟費用等に関する法律第20条第1項）、報酬額については裁判所が相当と認めるところによるとされており（同法第26条）、第三者から裁判所に対する請求手続が必要となる。また、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定め

る場合を除き、費用として、その概算額を予納しなければならない（同法第11条第1項第1号、第12条第1項）。

この手続により情報提供を求められた第三者に対する費用等の支払についても、基本的には、調査嘱託等の場面と同じ規律によることが考えられる。

(6) 情報の保護

債務者財産に関する情報の提供を受けた申立人及びその情報に関する事件記録の閲覧等をした債権者は、当該情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的に使用してはならないものとし、この情報の目的外利用に対する罰則を設けるものとする。

(補足説明)

本文は、現行の財産開示手続における情報保護の規定（民事執行法第202条、第206条第2項参照）を参考に、この手続により債務者財産に関する情報を取得した申立人等が、当該情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的に使用してはならないものとするとともに、この情報を目的外に使用した場合につき罰則を設けることを提案するものである。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1 買受けを制限する者の範囲

(1) 次に掲げる者による不動産の買受けを制限するものとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、アとイを併せて「暴力団員等」という。）

ウ 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

(2) (1)のいずれかに該当する者の計算において買受けの申出をした者による不動産の買受けを制限するものとする。

(補足説明)

1 検討の必要性等

近年、公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、不動産取引の分野においても、様々な措置が講じられている。これに対して、民事執行法による不動産競売においては、暴力団員であることのみを理由として不動産の買受けを制限する規律は設けられていないため、不動産競売において買い受けた建物を暴力団事務所として利用する事例や、その転売により高額な利益を得た事例などがあることに対して、厳しい批判が向けられている。そこで、

このような暴力団排除の取組の一環として、暴力団への不動産の供給源を断つという観点から、競売手続を妨げる具体的な行為等の有無にかかわらず暴力団員の買受けそれ自体を防止するための方策を検討する必要があると考えられる。

他方で、不動産競売における暴力団員の買受けを制限することに対しては、暴力団員という人の属性のみに着目して不動産競売への参加を制限することが憲法第14条第1項、第22条第1項又は第29条第1項に違反するのではないかが問題となり得る。上記暴力団排除の取組の意義として指摘されているところのほか、部会のこれまでの議論を踏まえると、立法目的の合理性については肯定され得ると考えられることから、目的達成の手段としての合理性の確保に留意しながら、制度を構想していく必要があると考えられる。

2 買受けを制限する者の範囲（本文）

(1) 本文の概要

本文では、買受けを制限する者の範囲について、暴力団員（(1)ア）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（(1)イ）、これらの者のいずれかを役員に含む法人（(1)ウ）のほか、以上の者の計算において買受けの申出をした者（(2)）による買受けを制限するものとするを提案するものである。

(2) 暴力団員（本文(1)ア）について

まず、買受けの制限の対象となる「暴力団員」については、現行の他の法令を勘案して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と定義するものである。同法による定義では、暴力団員とは「暴力団の構成員」であり（同法第2条第6号）、暴力団とは「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」とされている（同条第2号）。

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（本文(1)イ）について

近年、暴力団は、過去に暴力団に所属していた者などの周辺者を利用するなどして、資金獲得活動を巧妙化させているとの指摘がされており、元暴力団員は、暴力団を離脱した後も暴力団との間に何らかの関係を継続している蓋然性があると考えられる。また、元暴力団員を不動産の買受けの制限の対象とすることにより、形式的な離脱による規制の潜脱を封ずるという効果も期待することができる。そこで、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者による買受けを制限することを提案するものである。

もっとも、暴力団員による買受けの防止の合憲性を基礎付ける事情を「暴力団員は、自らの意思により暴力団を脱退し、そうすることで暴力団員でなくなることが可能である」こと（最判平成27年3月27日民集69巻2号419頁参照）に求めるのであれば、元暴力団員による買受けを制限することの合憲性については、より慎重に検討する必要があるとの指摘がある。この点につき、

部会のこれまでの議論では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律において、官民競争入札等の参加が制限される者として「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」（同法第10条第4号、第15条）が掲げられていることを踏まえれば、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者による買受けを制限しても立法の目的達成の手段としての合理性を失するものとはならないのではないかと指摘があったほか、一般社会での暴力団排除の取組状況等に照らせば、暴力団員でなくなった日から5年という期間での買受けが制限されるにすぎないのであれば、必ずしも過度な制約を課するものとはまではいえないとの指摘があり得る。

- (4) 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの（本文(1)ウ）について

暴力団がフロント企業を介して活動範囲を拡大していると指摘されていることや、不動産競売においては法人が買受人となる場合が多いことを考慮すれば、暴力団への不動産の供給源を断つという目的を達成するためには、暴力団と関連のある法人の買受けを制限することが必要であると考えられる。これを踏まえ、役員に1名でも暴力団員等が含まれていれば、暴力団がその法人を利用し得るものと考えられるため、現在、暴力団員等が役員である法人による買受けを制限することを提案するものである。

部会のこれまでの議論においては、民間企業の暴力団排除の取組状況等を踏まえて、法人の全役員に暴力団員等が含まれていないことを要することとすることについて支持する意見が示された。

もっとも、部会のこれまでの議論においては、法人の役員の名等の人定事項を確認するため、仮に、法人の役員全員について住民票の写し等の提出を求めなければならないものとする、買受けの申出をしようとする法人や執行裁判所の負担が現状と比べて著しく増大するとの指摘がされた。しかし、本文3の警察への照会を適切に行うとの観点からは、法人の役員の人定事項を正確に把握することが不可欠であるとの指摘や、警察への照会を省略することができる規律を採用することができるのであれば、買受けの申出をしようとする法人等に過度な負担をかけることにはならない等の指摘があり得るほか、部会のこれまでの議論においては、買受けの申出をする者等の負担の軽減の方策として、法人の代表者がその役員の名等を記載したリストを提出することによって人定事項を証することでも足りるのではないかと意見が示された。

- (5) 暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をした者（本文(2)）について

上記(2)から(4)までの者による買受けを制限したとしても、これらの者が、暴力団員以外の関係者を利用して不動産を入手することを防止することができなければ、暴力団への不動産の供給源を断つという目的を達することができな

いとの懸念が示されていること等から、買受けを制限することを提案するものである。部会のこれまでの議論でも、暴力団員が他人を利用することによって容易に規制を潜脱することとなれば問題であるとして、その買受けを制限することについて支持する意見が示された。

2 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が1(1)のいずれかに該当する者であると認めるときは、売却不許可の決定をしなければならないものとする。

(補足説明)

1 本文の概要

本文は、不動産競売における暴力団員による買受け等を制限する方法として、執行裁判所が、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が本文1(1)の買受けが制限される者のいずれかに該当すると認めるときに、売却不許可の決定をしなければならないものとすることを提案するものである。ここでは、民事執行法第71条を参考に、本文に掲げた事由について売却不許可事由とする整理をその試みとして提示するものである。

2 基本的な考え方等

競売手続の過程において暴力団員の買受けを制限する方法としては、期間入札を例にとると、開札期日の後、売却の許可・不許可の判断までの間に、執行裁判所が、最高価買受申出人を対象として、暴力団員に該当するか否かを判断するという審査の枠組みを設けることが現実的であると考えられる。

そして、執行裁判所が最高価買受申出人等について暴力団員等に該当するか否かの判断をするためには、暴力団員に関する検査等を行う権限を有すること等を背景として(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条等参照)、暴力団員に関する専門的な知見を有していると評価することができ、現に、民間や関係機関から対象者が暴力団員等に該当するか否かの照会に対し回答する実績を有している警察に対し照会をし、執行裁判所がその回答を得るものとすることを提案しているところである(下記本文3参照)(注)。

このような審査の枠組みは、不動産競売において売却後に買受人が暴力団員であると判明しても手続を事後的に覆滅させることが困難であるという特性があることも踏まえると、合理的であると考えられる。

3 本文とは異なる考え方

部会のこれまでの議論においては、執行裁判所は、①警察から最高価買受申出人が暴力団員に該当する旨の回答が寄せられた場合にのみ、(必要に応じて証拠調べを行った上で)暴力団員であるか否かの実質的な判断をして売却許可又は不

許可の決定をすることとし、②暴力団員に該当しない（該当するとは認められない）旨の回答が寄せられた場合には、直ちに（他に売却不許可事由のない限り）売却許可決定をするという考え方が示され、検討してきた。

この考え方は、警察が暴力団員に関する専門的な知見を有していると評価することができることを前提として、その回答に手続上の特別な役割を与えることができると考えられることや、警察から暴力団員等に該当するとは認められない旨の回答があった場合には、売却不許可とはされないこととなるから、更に執行裁判所が暴力団員等に該当するか否か等の実質的な審査を行う必要はなくなり、競売手続の円滑性に資すると考えられること等を実質的な理由とするものということができる。

もっとも、暴力団員等に該当するかどうかは事実認定の問題にほかならず、上記のような考え方に基づく規律は法制的にも異例なものであるとの指摘があるほか、部会のこれまでの議論においては、現実的には、警察が暴力団員等に該当するとは認められない旨の回答をした場合に、更に執行裁判所が暴力団員等に該当するか否か等の実質的な審査を行う必要があるというべき事案は稀なものであって、上記のような考え方に基づく規律を採用しなくても競売手続の円滑性を害することとはならないのではないかといった指摘があった。

（注）平成25年12月19日付警察庁刑事局組織犯罪対策部長通達「暴力団排除等のための部外への情報提供について」では、「暴力団情報については、法令の規定により警察において厳格に管理する責任を負っている一方、一定の場合に部外へ提供することによって、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である」とされ、その情報提供の基準や方式について定められている。

3 2の判断のための警察への照会

(1) 最高価買受申出人についての警察への照会

ア 警察への照会のために必要な事項の明示

(7) 不動産の売却の手続において、買受けの申出をしようとする者は、その買受けの申出の際に、自己（その者が法人である場合にあっては、その役員）の氏名、生年月日及び性別その他警察への照会に必要な事項を明らかにしなければならないものとする。

(4) 買受けの申出をしようとする者は、(7)の事項を証するため、住民票の写しその他の文書を提出しなければならないものとする。

イ 執行裁判所による照会の時期及び対象

(7) 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当する

か否かについて、警察への照会をするものとする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するとは認められないときは、(ア)の警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についての警察への照会

ア 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をした者であると認めるときは、当該第三者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

イ アの規定にかかわらず、執行裁判所は、アの第三者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するとは認められないときは、アの警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

(補足説明)

1 最高価買受申出人についての警察への照会について（本文(1)）

(1) 警察への照会のために必要な事項の明示（本文(1)ア）

本文(1)ア(ア)は、買受けの申出をしようとする者は、買受けの申出の際に、最高価買受申出人となった場合の人定事項として、予め、氏名、生年月日及び性別その他警察への照会に必要な事項を明らかにしなければならないものとすることを提案するものである。

執行裁判所が警察への照会をするためには、最高価買受申出人の人定事項として、少なくとも、氏名、そのふりがな、生年月日及び性別を示す必要がある等、当該照会に必要な事項に係る情報の提供を受けなければならない。現行の制度では、入札書に買受けの申出をしようとする者の氏名・名称及び住所を記載しなければならないとされているが（民事執行規則第38条第2項、第49条）、氏名のふりがな、生年月日及び性別といった記載は必要とされていない。そこで、執行裁判所が警察への照会に必要な事項に係る情報を入手することができるようにするため、本文(1)ア(ア)の規律を提示している（なお、当該事項に係る情報を明らかにする方法としては、例えば入札書に記載してもらうことが想定される。）。

また、現行の制度では、売却許可決定書の表示の正確性を担保するため、買受けの申出をしようとする者は、住民票の写し等を執行官に提出するものとされているが（民事執行規則第38条第6項、第49条、第50条第4項）、これは、任意の協力を求める規定であるとされている。そのため、本文(1)ア

(イ)では、虚偽の氏名等が申告される場面に対処するため、住民票の写し等の提出を義務付けることを提案している。

なお、最高価買受申出人の決定後に、最高価買受申出人に対し、人定事項の明示や住民票の写し等を求めるものとするれば、最高価買受申出人が直ちにこれに応じなかった場合に執行手続が遅延するおそれがあると考えられる。そこで、本文(1)アでは、予め買受けの申出の際に、買受けの申出をしようとする者に対し人定事項の明示や住民票の写し等の提出を求めることを提案している。

(2) 執行裁判所による照会の時期及び対象 (本文(1)イ)

ア 警察への照会の時期 (本文(1)イ(ア)) について

本文(1)イ(ア)は、事務の効率性を考慮し、最高価買受申出人が決定された後、執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとするを提案するものである。

なお、売却決定期日は、やむを得ない事由がある場合を除き開札期日から1週間以内の日に行うとされており（民事執行規則第46条第2項）、照会から回答を受けるまでに要する時間との関係で、競売手続の円滑性を大きく損なうおそれがないかどうかは、引き続き今後の検討課題となる。

イ 照会の対象 (本文(1)イ(イ)) について

本文(1)イ(イ)は、本文(1)イ(ア)の例外として、執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当するとは認められないときは、警察への照会をせずに、売却許可又は不許可の決定をすることができるものとするを提案するものである。

これは、執行裁判所において、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当するとは認められないことを他の資料等によって確認することができる場合には、警察への照会をする必要性を欠くものといえるのであるから、これを行わずに、（他に売却不許可事由がない限り）売却許可の判断をすることが合理的であると考えられることを根拠とするものである。

部会のこれまでの議論においては、宅地建物取引業者など、法令上、暴力団員等でないことが免許等の要件とされている者が最高価買受申出人であるような場合には、警察への照会を要しないこととする考え方が示された。また、例えば、過去の一定期間内に、他の競売事件で買受人となったことがある者については、その事件記録にある警察からの回答を再利用することとして、新たな照会を省略することが可能かどうか、引き続き今後の検討課題となり得る。

2 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についての

警察への照会（本文(2)）について

本文(2)は、最高価買受申出人が決定した後において、執行裁判所は、最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をしたと認めるときは、当該第三者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとするを提案するものである。

部会のこれまでの議論においては、最高価買受申出人が誰の計算で買受けの申出をしたのかを、執行裁判所において能動的に確認することは、実際には困難であるとの指摘があったことを踏まえ、本文では、執行裁判所が、事件記録や事件関係人から提供された資料により、最高価買受申出人が特定の第三者の計算において買受けの申出をしたとの心証が得られた場合において、当該第三者の人定事項を特定できたときには（注）、警察への照会をするものとするを想定したものである。

（注） 執行裁判所は、事件記録や事件関係人から提供された資料により、最高価買受申出人とされた者の背後に第三者が具体的に存在するものと心証を得たものの、その人定事項までを確認することができないといった場合には、職権により最高価買受申出人に対して審尋（民事執行法第5条）を行うなどして、人定事項を調査することが想定される。

4 暴力団員に該当しないこと等の誓約

(1) 誓約の内容等

ア 買受けの申出をしようとする者（法人である場合を除く。）は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(7) 自らが暴力団員等ではないこと。

(4) 自らが、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

イ 法人である買受けの申出をしようとする者の代表者は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(7) 当該法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者がいないこと。

(4) 当該法人が、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

（補足説明）

1 本文の概要

本文は、買受けの申出をしようとする者に対し、自らが暴力団員ではないこと

等を宣誓の上陳述（誓約）しなければならないものとするを提案するものである。

部会のこれまでの議論においては、この場面での「誓約」について、①買受けの申出をしようとする者が、執行裁判所に判断資料を提供する趣旨で、暴力団員には該当しないことなどの事実を陳述するとともに（事実の陳述）、②この陳述の信用性を補強するために、当該事実の陳述が真実であることを執行裁判所に対して誓うもの（宣誓）と整理することができるとの考え方が示されたところである。

なお、誓約を欠く買受けの申出は、無効となることが想定されているものである。また、当該誓約の具体的な方法については、実務の運用に委ねられるものではあるが、部会のこれまでの議論においては、書面によってすることが想定されているところである。

2 買受けの申出をしようとする者が自然人である場合（本文ア）について

本文アは、買受けの申出をしようとする者が自然人である場合には、自らが暴力団員等ではないこと及び自らが、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないことを宣誓の上で陳述しなければならないものとするを提案するものである。

本文2のとおり、執行裁判所の実質的な判断によって暴力団員の買受けを制限する規律を設けたとしても、それに加えて、売却の許可又は不許可の決定に伴う手続遅延を未然に防止するという観点や、より確実に暴力団員からの買受け等を防止するという観点から、自らが暴力団員等ではないことの誓約を求めるものとしたものである。また、自らが、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者による買受けを制限する場合には、その実効性を確保する観点から、この点についても、買受けの申出をしようとする者に誓約を求めることが必要であると考えられる。特に、第三者の計算において買受けの申出をしたのか否かは、執行裁判所において能動的に確認することは実際には困難である一方で、買受けの申出をしようとする者自身は、その背後関係をよく認識しているものと考えられるから、第三者が暴力団員等ではないことを確認させ、その誓約を求めたとしても、過度な負担をかけるものではないと考えられる。

なお、誓約の内容に関して、部会のこれまでの議論では、暴力団員の計算において買受けの申出を制限する必要があるのは、暴力団員の手不動産が渡ることを防止するために向けられたものであるから、買受けの申出をしようとする者に対し、例えば、暴力団員へ転売する目的での買受けの申出ではないことを誓約させる方法もあるのではないかという意見も示された。もっとも、これに対しては、誓約は、暴力団員への売却を不許可とすることの実効性を高めるた

めに求めるものであるから、売却不許可事由と離れた内容を誓約させることは適当ではないのではないかと指摘があった。

3 買受けの申出をしようとする者が法人である場合（本文イ）について

本文イは、買受けの申出をしようとする者が法人である場合には、法人の代表者に対し、当該法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者がいないこと、及び当該法人が、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないことを宣誓の上で陳述しなければならないものとするを提案するものである。

買受けの申出をしようとする者が法人である場合についても、自然人である場合と同様の趣旨から、一定の誓約を求めるものとしたものである。

部会のこれまでの議論においては、法人の代表者ではなく、個々の役員による誓約を求めるものとする考え方も示された。しかし、部会のこれまでの議論を踏まえ、法人の代表者は役員がどのような人物であるかを知ることができること、買受けの申出の際の負担の程度等を考慮し、本文イでは、法人の代表者が誓約をしなければならないものとするを提案している。

この点について、部会のこれまでの議論においては、實際上、誓約書の作成等の事務を担うのは法人の代表者以外の者であることが通常であることから、誓約の内容に虚偽があった場合に、本文(2)イに従って、法人の代表者が処罰の対象となるのは適当ではないのではないかと指摘があった。もともと、これに対しては、罰則が科されるのは、故意で虚偽の誓約をした場合に限られるものとするれば、法人の代表者に過大な責任を負わせることとはならないとの指摘があった。

(2) 虚偽誓約に対する制裁

ア 保証の不返還

(7) 最高価買受申出人（その者が法人である場合にあってはその代表者）が故意により虚偽の陳述をした場合において、最高価買受申出人につき2による売却不許可の決定が確定したときは、執行裁判所は、当該最高価買受申出人が民事執行法第66条の規定により提供した保証の返還を請求することができない旨を決定することができるものとする。

(イ) (7)の決定に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(ウ) (7)の決定により最高価買受申出人が返還を請求することができない保証は、民事執行法第86条第1項に規定する売却代金とするものとする。

イ 罰則

(1)の誓約をした者が故意により虚偽の陳述をした場合につき、罰則を設けるものとする。

(補足説明)

1 保証の不返還（本文ア）

(1) 本文ア(ア)について

本文ア(ア)は、最高価買受申出人が、故意で虚偽の陳述をした場合において、最高価買受申出人につき本文2による売却不許可の決定が確定したときは、執行裁判所は、最高価買受申出人が民事執行法第66条の規定により提供した保証の返還を請求することができない旨を決定できるものとするを提案するものである。

これは、真実は暴力団員であるにもかかわらず、暴力団員ではないとの虚偽の陳述をすることは、執行裁判所の判断を誤らせる可能性を生じさせ、適正な民事執行手続の実施を妨げ得る行為であると評価し、これに制裁を科そうとするものである。

部会のこれまでの議論においては、保証の不返還という制裁を科すとした場合には、例えば、自らが暴力団員であることを認識していなかった者に対して予想外の損害を被らせるおそれがあるとの指摘があった。このような指摘を踏まえ、本文ア(ア)では、故意により虚偽の陳述をした最高価買受申出人に限定して、保証の不返還という制裁を科すことを提案している。

(2) 本文ア(イ)について

本文ア(イ)は、保証の不返還の決定に対して執行抗告をすることができるものとするを提案するものである。

これは、保証の不返還の決定は、最高価買受申出人に不利益を課す処分である上、故意により虚偽の陳述をした場合に限って行われるものであるから、その要件を争う機会を与えることが適当であると考えられるためである。

(3) 本文ア(ウ)について

本文ア(ウ)は、最高価買受申出人が返還を請求できないとされた保証について、民事執行法第86条第1項に規定する売却代金とするものとするを提案し、配当等の原資に充てられることとするものである。

このように不返還とされた保証を配当等の原資とする考え方に対しては、最高価買受申出人が保証の不返還の決定を争っている場合には、売却不許可決定後の手続において新たな買受人が定まり、代金の配当等を実施するときであっても、保証を配当等の原資とすることが困難になるおそれがあるとの指摘があり得る。もっとも、これに対しては、執行裁判所は、先行して代金の配当等を実施した上で、保証の不返還の決定が確定した後に、当該保証を原資とした追加配当を実施することとすれば、必ずしも競売手続の迅速性を害することにはなるものではないとの指摘があり得る。

2 罰則（本文イ）

本文イは、本文(1)の誓約の真実性を担保する手段として、誓約をした者が故意により虚偽の陳述をした場合につき、罰則を設けるものとするを提案するものである。

罰則の内容としては、故意により虚偽の誓約をしたことそのものを構成要件とする方向が考えられるが、現行の刑罰法規（詐欺罪（刑法第246条第1項）や強制執行関係売却妨害罪（刑法第96条の4））によって処罰される可能性の有無や、他の罰則規定（民事執行法第205条等）との均衡性等も考慮して、引き続き検討する必要があると考えられる。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

1 直接的な強制執行の規律の明確化

子の引渡しの強制執行に関して、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をする場合（直接的な強制執行）の規律を明確化するものとする。

（補足説明）

子の引渡しの強制執行に関しては、民事執行法上、間接強制の方法によることは可能であるが、直接的な強制執行（直接強制又は代替執行）の方法によることができるか否かについて、明文の規定がなく争いがある。また、動産の引渡しに関する規定を類推適用するという現状に対しては、子の福祉に十分な配慮をする等の観点から（注）、直接的な強制執行に関する明確な規律を整備すべきであるとの指摘等がある。部会でのこれまでの議論においては、明確な規律を設けることに対する異論は概ねなかった。そこで、本文は、子の引渡しの直接的な強制執行の規律を明確化する方向で現行法の見直しを行うことを提案するものである。

なお、ここにいう直接的な強制執行とは、直接強制と代替執行とを共に指し得るものとしている。これは、そのうちいずれの規律とすべきかについては、子の引渡しの強制執行に関して、実質的にどのような規律の在り方が相当であるかを検討した上で（下記2ないし4）、後記5のいずれの案を採用するかにより定められることを想定したものである。

また、子の引渡しの強制執行を間接強制の方法により行う場合については、現行法の関連規定に基づくことを想定している。

（注） 子の福祉に対する配慮の仕方について、部会のこれまでの議論では、債務名義の内容に従った引渡しの子のためになるのかという観点と、強制執行の方法が子の心身に与える負担が大きいものではないかという観点とがあり、この部会で議論すべき問題は後者の観点からのものであるとの指摘があった。

2 直接的な強制執行と間接強制との関係（間接強制前置）

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、間接強制の決定が確定した日から2週間を経過した後でなければすることができないものとする。

(補足説明)

1 本文の概要

本文は、国内の子の引渡しの強制執行に関して、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(ハーグ条約実施法)第136条と同様に、直接的な強制執行の申立ては、間接強制の方法による強制執行の後でなければすることができない旨の規定を設けるものとすることを提案するものである。

2 規定の必要性等

強制執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点からは、できる限り、債務者に自発的に子の監護を解かせることが望ましく、手続的にもそのような機会を設ける必要がある。また、子の心身に与える負担がより小さい強制執行の方法から順次実施することが相当であると考えられる。

部会のこれまでの議論においては、強制執行が子の心身に与える負担に対する配慮が必要であることについては異論がなかったほか、債務者に対して任意履行の機会を付与したが履行されなかったとの事実をも加味しつつ、直接的な強制執行においていわゆる同時存在の例外を認める余地を認めるなど、間接強制を前置した上で直接的な強制執行の実効性を高める方向があり得る旨の指摘があった。そこで、子の引渡しの強制執行の実効性は、直接的な強制執行の方法自体に合理的な規律を採用することによって確保できるものとの考え方があり得る。本文は、このような考え方に基づき、ハーグ条約実施法と同様の規定を設けることを提案するものである。

3 本文に反対する考え方

部会のこれまでの議論においては、本文のような規定を設けるべきでないとの意見があった。その理由としては、ハーグ条約実施法において規定されている国際的な子の返還の場面では債務者がその債務につき子と共に子の常居所地国に戻る方法によって任意に履行することが可能であるのに対し、国内の子の引渡しの場面では債務者がその債務につき任意に履行をすることになれば、債務者は子と共に居続けることができなくなるという点で、債務者の義務の内容が異なることに照らし、国内の子の引渡しの場面では、およそ間接強制によって債務者が任意に子を引き渡す可能性は低く、これを前置する意義に乏しいと考えられること等が挙げられた。もっとも、このような意見については、ハーグ条約実施法で採られている考え方は、子の心身に与える負担がより小さい強制執行の方法から順次実施するというものであり、この考え方との関係を説明することができていないと等の批判があり得る。

3 直接的な強制執行の手続の骨格

(1) いわゆる同時存在の原則

ア 執行官は、子が債務者と共にいる場合に限り、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ [執行官／執行裁判所] が事案の性質、子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して相当と認めるときは、アの規定にかかわらず、執行官は、子が債務者と共にいる場合でなくとも、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(注) 子が債務者と共にいない場合において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をするときについては、例えば、執行場所を例外なく債務者の住居その他債務者の占有する場所とし、児童心理の専門家等が立ち会っていないなければならないものとする考え方がある。

(補足説明)

1 いわゆる同時存在の原則（本文ア）

(1) 本文の概要

本文アは、執行官が債務者による子に対する監護を解くために必要な行為をすることができる場合について、ハーグ条約実施法第140条第3項と同様に子が債務者と共にいる場合に限る旨の規定（いわゆる同時存在の原則）を設けることを提案するものである。

(2) 規定の必要性等

強制執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点からは、できる限り、債務者に自発的に子の監護を解かせ、必要な協力をさせることが望ましいと考えられる。現在の執行実務においても、同様の観点から、子の引渡しの直接強制は、子が債務者と共にいる場合に行うのが相当であるとされている。本文アは、このような考え方及び現在の執行実務を踏まえて、ハーグ条約実施法と同様の規定を設けることを提案するものである。

(2) 本文アに反対する考え方

部会のこれまでの議論においては、子が債務者と共にいる場合でなくとも直接的な強制執行を行うようにすべきであるとの観点から、本文アのような規定を設けるべきでないとの意見もあった。もっとも、本文アのような規定を設けないとすれば、そのことから直ちに、上記の執行実務の運用が維持され得ないものとなるのかどうかは、必ずしも明らかではない。

2 いわゆる同時存在の原則についての例外（本文イ）

(1) 本文の概要

本文イは、例外として、子が債務者と共にいなくとも執行官が債務者による

子の監護を解くために必要な行為をすることができる場合について、その要件を定めるとともに、その判断を執行裁判所又は執行官（〔執行裁判所／執行官〕）が行うともとのすることを提案するものである。

(2) 規定の必要性等

子の引渡しの強制執行の手続については、子を扱うという特殊性に鑑み、強制執行が子の心身に与える負担を小さいものとするとの配慮を十分にした上で、債務名義の内容を実現することを目指す手続を構想する必要があると考えられる。もっとも、同時存在の原則については、子と債務者とが共にいない状況を債務者が容易に作出することができるため、直接的な強制執行を行うことが困難となることも想定される。この点を重要視すれば、例外として、債務者が共にいない状況であっても直接的な強制執行を行うことができる規律を採用することが考えられる。

ハーグ条約実施法ではこのような例外が認められていないこととの関係については、債務者の協力を得る必要の程度の違いに着目して、両者の差異を説明することが考えられる。具体的には、ハーグ条約実施法に基づく国際的な子の返還の場面では、子の出国に伴う諸手続や宿泊も含む長時間の移動が想定されており、これらの準備のために債務者の協力を得る必要性が極めて高いが、国内の子の引渡しの場面では、債務者の協力を得る必要性が相対的に低いという違いがあり、このため、国内の子の引渡しの場面には同時存在の例外を認めることとしても、ハーグ条約実施法の規律と矛盾することはないという説明である。

(3) 例外要件の在り方

では、例外を認める事案をどのような基準によって抽出するかについては、引き続き検討する必要があるが、本文イでは、強制執行が子の心身に与える負担が小さいと認められることを前提として、子の身体や生命への差し迫った危険があるといった事案の性質のほか、既に行われた強制執行の手続において表れた債務者の債務履行等に対する消極的な態度等、子が債務者と共にいない場合であっても直接的な強制執行を行う必要性及び許容性が認められる類型を抽出するとの趣旨で、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする場所に関するハーグ条約実施法第140条第2項の規律を参考に、「事案の性質、子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して相当と認めるとき」と表現している。このような意味での例外を肯定することにつながる一事情として、部会のこれまでの議論においては、先行する間接強制が功を奏さなかった事実が指摘された。このほか、同様の観点からは、いったん直接的な強制執行が実施されたものの、そこで行われた執行官による債務者に対する説得が功を奏さず、かつ、例えば、警察上の援助によっても債務者等の抵抗を排除することができな

かった等、他にも有効な手段がなかったため、執行不能となったような場合にも例外を肯定する余地があると考えられる。

ところで、例外の要件を具体的にどのように規定するかについては、慎重な検討が必要である。部会のこれまでの議論においても、あまりに抽象的なものとするのは、〔執行裁判所／執行官〕による判断を困難なものとしかねない旨の指摘があった。

(4) 注の考え方の概要

(注)では、強制執行が子の心身に与える負担を小さいものとするとともに、〔執行裁判所／執行官〕による同時存在の例外を認めるか否かの判断の困難性をできる限り緩和する観点から、当該例外を認める場合において執るべき措置について典型的に規定するとの考え方を取り上げている。

(2) 債権者等の執行場所への出頭

執行官は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(補足説明)

1 本文の概要

本文は、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をするために、債権者又はその代理人が債務者の監護を解かれた子を監護するため出頭することを必要とすることを提案するものである。

2 規定の必要性等

債権者又はその代理人の出頭を要するか否かについては、民事執行法上、不動産の引渡しに関しては必要とされているが（同法第168条第3項）、動産の引渡しに関しては特段の規定がない。不動産に関しては、執行官が運搬し保管することができず、債権者が出頭して占有を取得する必要があるが、動産に関しては、その取扱いに特別な知識・技能を要せず、運搬・保管も比較的容易であることから、執行官が債権者に適宜の場所及び方法で占有を移転すれば足りることに基づいているとされている。もっとも、民事執行規則は、動産の引渡しに関して、「債権者又はその代理人が出頭しない場合において、当該動産の種類、数量等を考慮してやむを得ないと認めるときには、強制執行の実施を留保することができる。」と規定している（同規則第155条第1項）。

これらの規定は、債権者が占有を取得する過程を円滑にするためのものといえる。子の引渡しについては、これら物の占有と同一に論じることはできないものの、執行官等が長期間にわたって子を保育する等の事態は想定すべきでなく、強制執行が終了した際には、債権者自ら又はその代理人が執行場所で子を実際に監護する状態に至っていることが望ましいと考えられる。本文は、このような考え

方に基づくものである。

3 本文に反対する考え方

部会のこれまでの議論では、本文のような規定を設けるべきでないとの意見もあった。その理由としては、現在の執行実務では、債権者本人が出頭するのが通常であるから規定を設ける必要がないこと、規定を設けると執行官が債権者の出頭を命ずることができることになって不都合であることが指摘された。

もっとも、現在の実務では、子の引渡しの直接的な強制執行について、動産の引渡しに関する規定の類推適用により運用されているため、民事執行規則第155条第1項も類推適用されると考えられる。そのため、子の引渡しの特殊性から、債権者又はその代理人が出頭しない場合には強制執行の実施を留保することができるかと解される。

(3) 執行場所

ア 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行官は、アに規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(補足説明)

1 債務者の住居その他債務者の占有する場所（本文ア）

本文アは、強制執行手続に第三者を巻き込むことを回避するとともに、第三者に強制執行が行われていることを知られたくないとの債務者や子の心情に配慮する観点から、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる場所について、ハーグ条約実施法第140条第1項柱書きと同様に債務者の住居その他債務者の占有する場所を原則とすることを提案するものである。部会のこれまでの議論でも規定を設けることに特段の異論はなかった。

2 債務者の住居等以外の場所（本文イ）

(1) 本文の概要

本文イは、例外として、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる場合について、ハーグ条約実施法第140条第2項と同様の要件を定めることを提案するものである。

(2) 債務者の住居等以外での直接的な強制執行を行いやすくすべきとの考え方

本文イの考え方に対しては、債務名義の内容を確実に実現する観点から、学校や保育所などの施設においても、直接的な強制執行を行いやすくする必要がある

あるとの指摘がある。このような指摘を踏まえ、部会のこれまでの議論では、学校や保育所の占有者から同意を得ないでも直接的な強制執行をすることができるようにするとの観点から、これらの者に対して執行力を拡張する方策を検討すべきとの意見があり、その検討の前提として、類似する場面に関するものとして、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(動産・債権譲渡特例法)第3条第2項等を参照し、学校や保育所の占有者が債務者に対して負う実体法上の義務との関係を整理する必要があるとの視点も提示された。子の監護と動産の占有とを同一に論じることはできないものの、動産に関する規律を整理した上で、対比し、参照することは有益であると考えられる。このような観点からは、民事執行法が、目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行に関して、執行裁判所が、債務者の第三者に対する引渡請求権を差し押さえ、請求権の行使を債権者に許す旨の命令を発する方法により行うこととした上で(同法第170条第1項)、債務者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときに引渡請求権を行使することができるものとしていること(同条第2項において準用する第155条第1項)等との関係についても、更に検討する必要があると考えられる。

4 執行場所における執行官の権限等

(1) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を搜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

(補足説明)

1 本文の概要

本文は、ハーグ条約実施法第140条第1項と同様に、債務者による子の監護を解くために必要な行為について、執行官の債務者に対する説得を、債務者による任意の解放を実現するための原則的な行為態様とすることを明示した上で、執行場所である債務者の住居その他債務者の占有する場所における執行官の権限として、①債務者の住居等における子の搜索(閉鎖した戸を開くための必要な処分をすることを含む。)(本文ア)、②債権者又はその代理人と子や債務者を

面会させること（本文イ），③執行場所に債権者又はその代理人を立ち入らせることができること（本文ウ）を規定することを提案するものである。

2 本文柱書きについて

(1) 規定の必要性等

本文柱書きは、執行官が行う債務者による子の監護を解くために必要な行為には種々のものが含まれるものの、債務者による子の監護は執行官が債務者に対して説得することによって解かれるのが原則的な態様であることを明示している。これは、強制執行が子の心身に与える負担を軽減する観点から、できる限り債務者を説得して任意に子の引渡しを実現することが特に重要であるとの考え方に基づくものである。

(2) 本文柱書きに反対する考え方

部会のこれまでの審議においては、説得に関する規定を設けることに反対する意見があった。その理由として、①民事執行法上、不動産の引渡し等や動産の引渡しの強制執行に関する規定（同法第168条、第169条）には「説得」の文言がないことと平仄が合わないこと、②ハーグ条約実施法第140条の「説得」は、任意に子の監護を解くことの説得にとどまらず、債務者自身が子と共に子の常居所地国へ戻る方法による返還義務の任意履行の説得をも含む点で、執行官による一般的な説得（例えば、裁判所の判断や手続への不満に対して法令遵守を促す説明を行うなど。）とは異なる特別の意義があるため、特に規定を設ける意義があったのに対して、国内の子の引渡しにおける説得にはそのような特別の意義がないとの説明が試みられた。

もっとも、子の引渡しの直接的な強制執行においては、強制執行が子の心身に与える負担を小さいものとするとの観点から、執行官は、子に対して威力を行使してはならず、子以外の者に対する威力の行使も、それが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合にはすることができないこととすべきであるが（本文(4)参照）、債務者に対する説得によって子の監護が解かれるようにすることを執行官の原則的な行為態様とすることについても、同様の観点からの規律であるため、全体として有益な規律であるということは可能であると考えられる。ところで、ハーグ条約実施法の文言上は、子の監護を解くための説得のみが予定されているとも考え得るため、ハーグ条約実施法の「説得」の内容が国内の子の引渡しにおける「説得」と意味内容を異にするものとも解され得るが、そのことから直ちに、国内の子の引渡しにおいて「説得」を執行官による行為として原則的なものとするのが否定されることにはならないと思われる。部会のこれまでの議論においても、子の引渡しに関して慎重を期す趣旨の規定であるとするれば規定を設けることを正当化することは不可能ではない旨の意見があった。

3 本文アについて

本文アは、子の引渡しの直接的な強制執行を実効的なものにするため、債務者の住居等における子の捜索（閉鎖した戸を開くための必要な処分をすることを含む。）をすることができることを明確化するものである。このような行為は、国内の子の引渡しに関する現在の執行実務でも、民事執行法第169条第2項において準用される第123条第2項の類推適用により、することができると思われており、このような理解を明確化するものでもある。部会のこれまでの議論でも規定を設けることに特段の異論はなかった。

4 本文イについて

本文イは、子の引渡しの直接的な強制執行を実効的なものにし、また、円滑に債権者による監護に移行することを可能にするため、執行官が、債権者又はその代理人を子や債務者と面会させることができることを明確化するものである。部会のこれまでの議論でも規定を設けることに特段の異論はなかった。

5 本文ウについて

(1) 規定の必要性等

本文ウは、子の引渡しの直接的な強制執行を実効的なものにし、また、円滑に債権者による監護に移行することを可能にするため、執行官が、債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせることができることを明確化するものである。

(2) 本文ウに反対する考え方

部会のこれまでの審議では、本文ウのような規定を設けることに反対する意見があった。その理由としては、債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人が立ち入ることは、債務者の私的領域への侵入を受けない利益を過度に害するものであると評価することができることが指摘された。

もっとも、本文ウの規定によっても、債権者又はその代理人は、常に債務者の住居等に立ち入ることができるものではなく、執行場所における個別の事情に応じた執行官の判断に基づき、立ち入ることができるものとするに過ぎない。部会のこれまでの議論においても、直接的な強制執行を実効的なものとする等の観点から、本文ウの規定を設けることの正当化は可能であるとの意見があった。立ち入らせる必要がある具体的な場面としては、例えば、債権者又はその代理人の子や債務者と面会を債務者の住居内でさせる場面や、債権者又はその代理人が債務者の住居内で子に対して事実上の監護を開始する必要がある場面等があり得る。このような場面における債権者等の立入りの必要性判断については、文言上の制約がないとしても、債務者のプライバシーを保護する観点から、現場における個別具体的な状況に応じて慎重にされるべきものと考えられる。

(2) 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、

債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

(補足説明)

本文は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所においても、強制執行が子の心身に与える負担を軽減する観点から、債務者に対する説得によって子の監護が解かれるようにすることを執行官の原則的な行為態様であることを明示した上で、当該場所における執行官の権限として、立入り等についての適法性確保の観点から、当該場所を占有する者の同意を得るものとした上で、本文(1)アからウまでと同様に、①債務者の住居等以外の場所における子の捜索（閉鎖した戸を開くための必要な処分を含む。）、②債権者又はその代理人と子や債務者を面会させること、③執行場所に債権者又はその代理人を立ち入らせることができることを明確に規定することを提案するものである。

本文の、債務者による子の監護を解くために必要な行為に関して「債務者に対し説得を行う」ことを執行官の原則的な行為態様とする部分については、本文(1)と同様に、規定する必要性がない等の指摘がある。また、本文の当該場所を占有する者の同意を必要とする部分については、本文3(3)イと同様に、当該占有者に対して執行力を拡張することによって不要とする方向での検討をすべきとの意見がある。なお、本文の本文(1)ウの行為をすることができるものとするとの部分については、当該占有者の同意を得ることとしていることから、本文(1)ウの場合と異なり、規定を設けることに反対の意見はないものと考えられる。

(3) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

(4) 執行官は、(3)の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

(補足説明)

1 本文の概要

本文は、債務者が本文(1)(2)の説得に応じず、抵抗する場合に、執行官が債務者等の子以外の者による抵抗を排除するために威力を行使したり、警察上の援助を求めたりすることができる一方で、子に対して威力を行使してはならず、子以外の者に対する威力の行使も、それが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれ

がある場合にはすることができないものとするを提案するものである。

2 規定の必要性等

本文は、子の引渡しの直接的な強制執行が子にとって相当の心理的な負担を伴うことも予想されるものであることから、子の心身に与える負担を小さいものとするとの観点から、執行官による威力の行使に関する基準を明確化するものである。

「抵抗」や「威力」は民事執行法上の概念を想定している（同法6条参照）。ここに「抵抗」とは、一般に、職務の執行に対する妨害をいうとされ、例えば、執行官等に対する暴行等の積極的行為だけでなく、明渡しの強制執行の目的物である建物内に座り込んで立ち去らない等の消極的行為や、言語による強迫等の心理的な抵抗も含むとされている。また、「威力」とは、執行官の腕力等の実力をいうとされ、例えば、建物明渡しの強制執行においては、債務者が屋内に執着して退出しない場合に直接債務者の手足に触れて家屋外に連れ出す行為も許されるとされている。

このような理解を前提とすると、子の引渡しの直接的な強制執行の場面では、執行官が、嫌がって座り込む等の抵抗をする子に対して、その身体に触れて連れ出す行為は「威力」に該当することとなり、許されないと考えられる。

他方で、債権者やその代理人が直接的な強制執行の際に、引き渡されることについて抵抗しない子を抱えたり、その手を引いて歩かせたりすること等が想定される。これらの行為は、子の年齢等に応じ、当該子を事実上監護するために通常必要となる程度のものであるから、そのような有形力の行使であれば、許されるものと考えられる。そうすると、債権者等が監護を開始する前提として行われる、執行官による同様の行為は、「威力」該当しないとの解釈があり得る。

また、子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合としては、例えば、子と債務者とが物理的に離れていても、激しく抵抗する債務者を子の面前で取り押さえる場合等がこれに該当し得るものと考えられる。

なお、本文と同様の規律であるハーグ条約実施法第140条第4項については、債務者の精神状態、これまでの言動、支援者の有無等に照らし、強い抵抗が予測され、執行官のみではその抵抗を排除するのに困難が生ずるおそれがある場合には、警察上の援助を求め、警察官を現場に臨場させて債務者や第三者を取り押さえるなどの抵抗排除行為をさせることができると解されている。本文(3)は、これと同様の規律を想定するものである。

3 本文に反対する考え方

部会のこれまでの議論においては、本文のような規定を設けることに反対する意見があった。その理由としては、子に対する威力行使は許されないことを前提としつつ、それは当然のことであるから規定の必要性がないと考えられること、

あるいは、執行官が有形力行使に関して萎縮をする弊害があると考えられることが指摘された。

これに対しては、当然のことであれば明確化することに不都合はないはずであるとの意見や、ハーグ条約実施法との対比上、規定を設けない場合には実務上混乱が生じかねない旨の指摘があった。

- (5) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

(補足説明)

本文は、本文(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為に、債権者又はその代理人と子や債務者を面会させること（本文(1)イ）等が含まれること等から、執行場所における秩序を維持する等の観点から、執行官が債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるとする提案である。

5 直接的な強制執行の執行機関等

【甲案】（執行裁判所が執行機関となる案）

- (1) 子の引渡しの直接的な強制執行は、執行裁判所が第三者に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする方法により行うものとする。
- (2) (1)の決定は、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定しなければならないものとする。

【乙案】（執行官が執行機関となる案）

子の引渡しの直接的な強制執行は、執行官が債務者による子の監護を解いて債権者に監護させる方法により行うものとする。

(補足説明)

1 本文の概要

現行の民事執行法は、請求権の性質に応じて異なる強制執行の方法を用意しており、このような枠組みを前提とする場合には、基本的には、請求権の性質との関係で直接強制と代替執行のいずれの方法によるかによって、執行機関を執行官とするか（直接強制）、執行裁判所とするか（代替執行）が定まると考えられる。これに対して、子を取り扱う手続である等の特殊性に基づいて、現行法の枠組みを前提とせず、子の引渡しに特有の手続を構想すべきであるという考え方があるが、このような考え方を前提としても、執行機関を執行官とする考え方と、執行裁判所とする考え方とがあり得る。

本文の甲案は、執行裁判所を執行機関とし、執行官を実施者と指定する考え方である。これに対して、本文の乙案は、執行官を執行機関とする考え方である。

もっとも、甲案を採る場合であっても、実質的な規律の在り方（上記2ないし4）を検討した結果として、執行裁判所による判断が必要となる場面がないのであれば、乙案と大差がなくなり、逆に、乙案を採る場合であっても、例えば、休日又は夜間の執行に関する民事執行法第8条を参考に、強制執行の実施条件に関する一定の事項について、執行官が執行裁判所の許可を得ることとし、その許可に際して実質的な判断を執行裁判所が行うという規律によるものとするならば、甲案と大差がなくなると評価することもできる（注）。

2 児童心理等の専門家の関与の在り方

児童心理等の専門的知見を有する者については、現在の執行実務においても、立会人（民事執行法第7条）や執行補助者（執行官規則第12条）として、協力を得ている。部会のこれまでの議論においては、このような専門家の関与を子の引渡しの際の直接的な強制執行の手続においてどのように位置付けるか、また、例えば、DVなど児童心理以外の専門家が立ち会うことの要否等について、検討の必要性が指摘された。

（注） 動産に対する強制執行は、執行官の目的物に対する差押えにより開始するものとされているが（民事執行法第122条第1項）、動産を目的とする担保権の実行としての競売については、担保権の存在を証する文書を提出した債権者の申立てにより執行裁判所が動産競売の開始を許可し（同法第190条第2項）、債権者が執行官に対しこの許可の決定書の謄本を提出するなどして開始する場合がある（同法第190条第1項第3号）。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

- (1) 金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から〔2年〕を経過したときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、第三債務者から既に支払を受けた旨の届出（民事執行法第155条第3項参照）又はまだ支払を受けていない旨の届出をするよう命ずることができるものとする。
- (2) (1)の命令が差押債権者に告知された日から〔2週間〕を経過したにもかかわらず、差押債権者が(1)の届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。
- (3) 民事執行法第155条第3項の取立ての届出（取立完了の届出を除く。）又は(1)の届出があった場合には、(1)の期間は、それらの届出が最後にされた日の翌日から起算するものとする。

(補足説明)

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律 (本文)

(1) 本文の概要

債権執行(債務者の有する債権に対する強制執行)の事件では、差押債権者による取立てを通じて換価・満足が行われることがあるが(民事執行法第155条)、このような場面における債権執行事件の終了は、取立ての届出や申立ての取下げといった差押債権者の協力に依存しており、他の強制執行事件と比べて、事件の終了をめぐる規律が不安定である。このため、実際に、取立ての届出も取下げもされないまま長期間放置されている事件が多数存在している。本文は、このような場面に対応するため、金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から一定の期間が経過したときには、執行裁判所が、差押債権者に対し、第三債務者から支払を受けた旨の届出(取立ての届出、民事執行法第155条第3項)又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をするよう命じた上で、その後一定の期間が経過したにもかかわらず、差押債権者がこれらの届出をしなかったときには、執行裁判所が、職権で、差押命令を取り消すという枠組みの規律を提案するものである。

(2) 一定の期間の経過により申立ての取下げを擬制する考え方について

部会のこれまでの議論においては、執行裁判所の取消決定により差押命令の効力を失わせる本文の規律に対して、仮に本文(1)の命令や本文(2)の取消決定の送達が必要であるとすれば、その送達のために一定の費用が必要となるとの指摘がされたほか、本文の規律とは異なり、一定の期間の経過を要件として、差押債権者が差押命令の申立てを取り下げたものとみなすことにより、当然に差押えの効力が失われるものとする考え方が示された。

もっとも、このような考え方については、差押債権の中には、条件付や期限付のものなど、差押債権者が直ちにその取立てをすることができないものがあることや、このような場面において差押債権者が執行裁判所に対してその状況を随時報告すべき義務があるわけではないことを踏まえると、取立権の発生から一定の期間が経過したことのみをもって、差押債権者が取立てに不熱心であると断定することには無理があり、また差押債権者による差押命令の申立ての取下げを擬制するだけの実質的な利益状況があるとまではいないのではないかといった批判があり得る。

また、上記のような考え方にそのまま従えば、第三債務者が差押命令の効力が失われたか否かを判断しなければならないこととなり、第三債務者に新たな負担を課すことになるという問題がある。部会のこれまでの議論においては、この問題に対応するため、取下げ擬制の場面では執行裁判所が第三債務者に一定の通知をした時点で差押命令の効力が消滅するものとする考え方が示されたものの、これに対しては、明示的に申立ての取下げがされた場面では、取下げ

の時に差押命令の効力が消滅すると解されていることとの整合性が問題となる。

(3) 第三債務者からの申立てについて

部会のこれまでの議論においては、差押命令の取消しが第三債務者の負担軽減につながるものであることに着目し、第三債務者が執行裁判所に対し、本文(1)の命令をすること及び本文(2)の取消決定をすることを申し立てることができるようにすべきであるとの意見があった。このほか、基本的には執行裁判所が職権で差押命令を取り消すことが期待されるとしつつも、執行裁判所が何らかの事情によりその職権を発動しない場合があり得ることを念頭に、職権による取消しに加え、第三債務者の申立てによる取消しを認める必要があるとの考え方もあり得る。

もっとも、本文(1)の命令や本文(2)の取消決定をするに当たっては、取立権の発生から一定の期間が経過したことのみにならず、差押債権者からの取立ての届出等の有無やその時期を調査することが不可欠であると考えられるが、第三債務者はこれらの事情を当然には把握していないと思われるから、第三債務者から適切な申立てを期待し得るかが問題となり得る。

(4) 差押債権者が支払を受けていない場合の届出の内容（前回からの変更点）

部会資料9-1では、取立権の発生から一定の期間が経過したとしても、事情によっては差押命令を取り消すことができないものとする仕組みの選択肢の一つとして、差押債権者が支払を受けていない「事情」の届出をした場合に、その届出の日の翌日から取立権の行使期間を起算するという規律を提示した。これは、そのような事情の届出があるのであれば、差押債権者が引き続きその手続を迫行する意思があるとみることができ、債権執行事件を維持すべき実益が存在するとみることができるとに着目したものである。

これに対し、部会のこれまでの議論においては、この事情の合理性を執行裁判所が判断することは困難であるため、事情の届出をさせる実益は乏しいとの指摘や、執行裁判所の判断に耐えられるような具体的な事情の届出をするためには、差押債権者がその事情の調査をするために相当の期間が必要となるとの指摘があった。これらの指摘は、差押債権者が支払を受けていない理由や原因、背景事情等の事情を具体的に明らかにした届出をしていなくても、現時点までに支払を受けていない旨のみの届出や、差押命令の効力を維持することを求める申出をしていれば、差押債権者が引き続きその手続を迫行する意思等があるとみることができると考えるものと思われる。

そこで、本文の規律は、部会資料9-1で試みに提示した考え方とは異なり、差押債権者が支払を受けていないときはその旨の届出をすれば、差押命令が取り消されないものとする規律を提示した。

もっとも、このような規律によると、一般論としては、差押債権者が形式的な届出をし続ける限り、いつまでも債権執行事件が終了しないという事態が生

じかねないため、ごく例外的な要件の下で、差押債権者が支払を受けていない旨の届出があったとしても、なお差押命令を取り消す余地を残しておくことの要否について、引き続き検討する必要があると考えられる。

2 債権の仮差押えに関する規律

部会のこれまでの議論においては、債権の仮差押えの場面でも、債権執行と同様に、仮差押債権の取立てがされないまま長期間放置されているものがあるとの指摘があり、この場面に対応するための規律を検討すべきではないかとの意見があった。

もっとも、仮差押命令が発令されたにもかかわらず仮差押債権者が本案の訴えを提起しないという場面に対する措置としては、現行法において、起訴命令や事情変更による保全取消しの制度が用意されているなどの点で、債権執行の場面とは状況が異なる。

そこで、本文では、この場面に関する規律については取り上げなかった。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

- (1) 債権を差し押さえた場合において、債務者に対する差押命令の送達をすることができないときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をすべき旨を命ずることができるものとする。
- (2) (1)の場合において、差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て）をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

(注1) 不動産執行又は船舶執行において、その開始決定を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

(注2) 民事保全において、保全命令を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

(補足説明)

1 債務者への差押命令等の送達未了の場面における規律

(1) 本文の概要

債権差押えの効力が生じたまま漫然と長期間が経過するという事態は、実務上は、差押命令の債務者への送達が未了の場面でも同様に生ずることがあると指摘されている。

本文は、このような場面に対応するため、債務者に対して差押命令を送達することができない場合には、執行裁判所が、差押債権者に対して、送達場所の申出等を命ずることができるものとした上で、差押債権者がその申出等をしな

いときには職権で差押命令を取り消すことができるものとする規律を提示した。

部会のこれまでの議論においては、本文の規律により差押債権者が必要以上に過度な所在調査を求められるのではないかといった懸念が示されたが、これらの点に関しては、基本的に、訴状の不送達の場合における規律（民事訴訟法第138条第2項、第137条）を参考に、これと同様の取扱いをすることが考えられる。例えば、申立書の記載に誤りがあることなどが原因で送達をすることができなかった場合には、直ちに本文(1)の命令を発するのではなく、まずは裁判所書記官が差押債権者に連絡をし、正確な住所の調査を促すのが相当であると考えられる（民事執行規則第10条の3参照）。また、差押債権者が本文(1)の命令に応じて新たな送達場所の申出をしたが、その場所においても送達をすることができなかった場合には、直ちに本文(2)の取消決定をするのではなく、その旨を裁判所書記官から連絡をし、又は、再度本文(1)の命令をするのが相当であると考えられる。

(2) 規律の必要性等

差押命令の債務者への送達が未了の場合では、新たに規律を設けなくても、民事執行法第20条により準用される民事訴訟法第138条第2項、第137条により、差押命令の申立書を却下することにより対応することができるのではないかの指摘があり得る。

もっとも、このような解釈に対しては、差押命令が第三債務者に送達され、差押えの効力が生じた後には、もはや上記規定の準用によって対応することの適否については疑義があるのではないかの指摘があり、現状の規律により差押命令を取り消すことの可否やその手続については、その解釈が分かれているように思われる。このような状況を踏まえると、この場面における規律を明確化するために、本文のような規律を新たに設ける実益があるとの考え方があり得る。

2 不動産執行等の場面における規律（注1、注2）

債務者への送達未了が原因で事件が漫然と長期間が経過するという問題は、債権執行に限られず、他の民事執行事件や民事保全事件においても生じ得るとの指摘があり得る。本文の注1と注2では、この指摘を踏まえ、これらの場面において本文と同内容の規律を設ける考え方を提示した。

もっとも、部会のこれまでの議論においては、不動産執行等の場面では申立人が必要な費用を予納し、又は担保を立てているのが通常である点で、債権執行とは状況が異なるのではないかの指摘もあった。そこで、これらの場面において本文と同内容の規律を設けるか否かについては、このような指摘をも踏まえた上で引き続き検討する必要があると考えられる。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 給与等の債権に関する差押禁止の範囲の見直し

給与等の債権の差押えが禁止される範囲を見直し、現行の規律による差押禁止範囲（民事執行法第152条）に加えて、支払期に受けるべき給付のうち一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

（補足説明）

差押禁止債権に関する民事執行法第152条は、給与等の債権について、原則としてその支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分を差し押さえてはならないものとしている。もっとも、具体的な事案における不都合を回避する観点から、同法第153条に基づき、債務者又は債権者は、差押禁止の範囲の変更の申立てをすることができる。

これに対しては、比較的少額の給料等の債権が差し押さえられる事案を想定して、国税徴収法の規定に基づく差押えの場合には給与のうちの一定の額に満たないものの差押えが禁止されるのと異なり、民事執行法に基づく場合には、常に差し押さえることができる部分があるため、債務者が最低限度の生活を維持することが困難となり得ることや、債務者が差押禁止債権の範囲の変更を短期間の内に申し立てることは事実上困難であり、同法第153条の範囲変更の制度はほとんど機能していないといえることを理由として、現状よりも差押禁止債権の範囲を拡大する方向で、差押禁止債権に関する規律の見直しを行うべきであるとの意見がある。具体的には、部会のこれまでの議論で、現行の規律による差押禁止の範囲（民事執行法第152条）に加えて、支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する額が「単身世帯における生活保護の基準を勘案して政令で定める額に満たないときは、政令で定める額に相当する部分」を差し押さえてはならないものとするという考え方が示されている。本文では、このような「一定の金額まではその全額を差押禁止とする」という考え方について、引き続き検討すべき課題として取り上げている。

もっとも、本文の考え方については、部会のこれまでの議論で、債務者が比較的少ない額の給与等を複数の勤務先から得ているような事案を想定すると、差押禁止額のいわば累積により債務者が必要以上の保護を受ける結果となり不都合ではないかといったことが問題点として指摘された。この不都合を回避するためには、債権者の側において、債務者の就労の状況や世帯の総収入等を把握して差押禁止範囲の減額変更の手続をとることが必要となるが、結局のところ、国税徴収法が徴収職員に滞納者の財産に関する質問及び検査権を定めている（同法第141条）のとは異なり、債権者が自ら債務者の勤務先や収入の額等生活の状況に係る事情を調査することができる制度が存在しない現状において、債権者に対して範囲変更の申立ての負担を課すことが合理的であるといえるかが問題となると考

えられる。動産執行において「標準的な世帯」の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭が差押禁止動産とされていること（民事執行法131条第2号）など、他の制度との均衡についても、更に検討する必要がある。

2 その他（手続の教示）

金銭債権を差し押さえた場合には、執行裁判所は、差押命令を送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立て（民事執行法第153条）をすることができる旨を債務者に対し教示するものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

（補足説明）

債務者が差押禁止債権の範囲の変更手続については、その存在を債務者が知らないこと等からその申立てをすることが事実上困難となっているとして、この手続を容易に利用するための方策を検討すべきであるとの意見が示されている。本文では、これを踏まえて、金銭債権を差し押さえた場合には、執行裁判所は、差押命令を送達するに際し、この手続の申立てをすることができる旨を債務者に対し教示するものとする考え方について、引き続き検討すべき課題として取り上げている。もっとも、執行裁判所の中立性にも配慮した上でどのような方法によりどのような内容の教示をするのか、教示をする対象者の範囲等どのような場合に教示を義務付けることとするのか等について、金銭債権に対する強制執行の実務を踏まえて、更に検討する必要がある。加えて、教示を義務付ける場合を明文で規定する場合には、例えば、裁判所における柔軟な手続の紹介等の対応を阻害することにならないのかについても、現在の実務等を踏まえた検討をする必要がある。

第6 その他所要の措置

第1から第5までの措置に関し、その他所要の措置を講ずるものとする。